

財務省告示第二百十四号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十年六月二十日に発行した利付国債の発行  
条件等を次のとおり告示する。

平成二十年七月三日

財務大臣 額賀 福志郎

一 名称及び記号  
利付国庫債券（二十年）（第二百二  
回）  
平成十九年度における財政運営  
のための公債の発行の特例等に  
関する法律（平成十九年法律第  
二十五号）第二十条第一項及び平  
成二十年号）第二十条第一項の  
の法律及びその  
二 発行の根拠  
の法律及びその

三 振替法の適用等  
社債等の振替に関する法律（平  
成十三年法律第七十五号）以下  
「振替法」という。の規定の適  
用を受けるものとし、その振替  
機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）、価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あつて、財務大臣が各限度額を  
特別参加者ごとに応募限度額を

四 発行方法

五

募 入 法 入 決 定 の 方 札 格 競 行 争

定 め る も の に よ る 発 行 ( 以 下 「 国 債 市 場 特 別 参 加 者 」 第 一 非 価 格 競 争 入 札 発 行 ) と い う 。 ) 及 び 価 格 競 争 入 札 の 募 入 の 決 定 を し た 後 に 行 わ れ る 入 札 で あ つ て 、 財 務 大 臣 が 各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 に よ り 発 行 限 度 額 を 定 め る も の に 依 り 発 行 者 第 一 以 下 国 債 市 場 特 別 参 加 者 第 一 非 価 格 競 争 入 札

口

各 申 込 み の 中 心 募 額 を 順 次 割 り 当 て る 。 各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 申 込 の 募 額 の 範 囲 内 に お い て 各 申 込 募 額 の 中 心 募 額 を 順 次 割 り 当 て る 。

六

イ 発

国 債 市 場 特 別 参 加 者 第 一 非 価 格 競 争 入 札 格 競 行 争 及 び 国 債 市 場 特 別 参 加 者 第 一 非 競 争 入 札 格 競 行 争 額

額 面 金 額 で 七 千 二 百 九 十 九 億 円 うち 平 成 十 九 年 度 に お け る 財 政 運 営 の た め の 公 債 発 行 の 特 例 等 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 国



八

九 八

振 額 最  
替 単 位

五 万 円

六 百 九 億 八 千 七 百 八 十 万 円

十 十  
一 一  
発 行

入 価 発  
札 格 行 行  
発 競 価 日

平 成 二 十 年 六 月 二 十 日

イ

十 額 格 十 額  
五 面 金 額 以 上 の 所 づ ぎ 九 十 九 円 八

口

十 額 格 十 額  
八 面 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 九

十 十  
三 二

初 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国  
期 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債  
利 発 競 加 場 び 札 格 第 参 市  
子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 加 場

年 二 ・ 四 パ ー セ ン ト  
平 成 二 十 年 十 二 月 十 日 を 支 払  
期 と し 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し  
た 金 額 を 支 払 う 。 た だ し 、 支 払

期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times 2.4}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四	第二期以後の利子	毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
十五	償還期限	平成四十年六月二十日
十六	償還金額	額面金額百円につき百円
十七	元利支	日本銀行
十八	払入札参加	財務大臣から通知を受けた者
十九	払込期日	平成二十年六月二十日